

松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金

家庭における再エネ100%由来の電力利用の拡大により、家庭部門のゼロカーボンを進めるため、**松本市内の住宅に居住する方が、再エネ100%電力メニューへ切替えた場合に奨励金を交付**します。



再エネ100%へ切替えて、家庭の電力をクリーンに

〈アクションプラン〉

3-2.再エネ比率の高い電力を選択しよう。

太陽光発電の導入が難しい人にも、できることがあります。
現在は電力自由化が進み、電力会社が電力のメニューを多様化させているため、再生可能エネルギー比率の高い電力を選択することが可能です。

加算措置 再エネ電力切替に併せて省エネ家電（対象のエアコン又は電気冷蔵庫）を導入された方は、加算措置の対象に！

〈アクションプラン〉

18-3.家電製品を買い換える時には省エネ型の製品を選択しよう。

私たちの日々の選択がゼロカーボンにつながります。
ゼロカーボンにつながる消費行動を実践しよう！

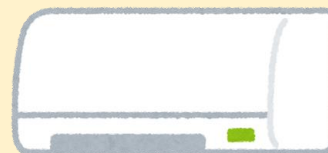


〈対象者〉

- 令和8年4月1日以降に、自らを再エネ100%メニューの契約者とし、**再エネ100%電力への切替等を行った松本市内の住宅に現に居住している方**
- 再エネ100%電力メニューの契約を**当該契約の締結日から1年以上継続する意思がある方**
- 過去に本奨励金の支給を受けていない方、かつ、同じ住宅に当該奨励金の交付を受けたことがある者が居住していない方

〈支給額〉

- 再エネ電力への契約切替：**1世帯あたり20,000円**
- 省エネ家電の購入による加算額：**1世帯あたり10,000円**
※エアコン、冷蔵庫の購入に限る（対象機器は裏面の通り）
※省エネ家電の購入による加算額は、対象機器の品目数、導入台数に関わらず、上記金額を上限とします。



〈申請の流れ〉

- ①再エネ100%メニューへ切替等（令和8年4月1日以降）
- ②省エネ家電（エアコン又は電気冷蔵庫）導入（再エネ電力切替奨励金に加算措置）
※**再エネ100%電力への切替等に係る小売電気事業者への申込日から遡って60日目から交付申請日までに購入したもの。**
(ただし、遡った日が令和8年3月31日以前となる場合は、令和8年4月1日以降に購入したものが対象です。)
- ③松本市へ交付申請
※交付申請は、契約切替日から起算して2か月以上1年未満の期間内に行ってください。
- ④審査後、交付決定及び支払い

加算措置の対象機器等について

交付対象機器

省エネ家電	能力・サイズ	統一省エネラベル・省エネ性能	
エアコン	2. 2kW以下	★2. 1以上	
	2. 5kW以上 2. 8kW以下		
	3. 6kW以上		
電気冷蔵庫	5 1 L 以上 3 5 0 L 以下	★2以上	かつ、 省エネ基準達成率 1 0 0 % 以上
	3 5 1 L 以上 4 5 0 L 以下	★3以上	
	4 5 1 L 以上	★4以上	

加算要件

省エネ家電購入の加算措置は、次の全ての要件を満たすものが対象です。

- 1 再エネ100%電力の切替等に係る小売電気事業者への**申込日から遡って60日目から、交付申請日までに購入した**もの。
※遡った日が令和8年3月31日以前の場合は、令和8年4月1日以降に購入したもの。
- 2 再エネ100%電力への切替等を実施する住宅へ設置したもの。
事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねる住宅にあっては、住宅部分に設置したものに限る。
- 3 住宅の建築（増築、大規模修繕及び模様替えを除く。）に係る検査済証の交付日より後に設置したもの。
- 4 **市内に事業所若しくは事務所を有する法人又は個人事業者から購入した**もの。
- 5 **中古品でない**もの。

申請に必要な書類

- 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 再エネ100%電力供給契約の概要がわかる書類の写し
- 切替後の電気使用量及び電気料金がわかる書類（切替日から2か月分）
- 切替前1か月分の電力請求明細、契約住所及び供給地点番号がわかる書類の写し（要綱第3条第1号に該当する場合）
- 転居により新たに電力契約が必要となったことがわかる書類の写し（要綱第3条第2号に該当する場合）
- 本人確認書類

加算措置の対象に必要な書類

- 領収書等の写し
- 対象住宅への設置後の写真
- 保証書等の写し

※申請に必要な書類等の詳細については、松本市HPや要綱をご確認ください。

申請はこちらから

原則として、受付は電子申請（LoGoフォーム）で行います。右記のQRコードを読み取るか、右下、松本市HP内から申請してください。



お問い合わせ

松本市役所 環境・地域エネルギー課

☎ : s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp ☎ : 0263-34-3268



松本市HP

